

三郷市議会議員 21世紀クラブ

あいざわ けいいちろう
圭一郎

地域だより



Vol.09

発行 H24.1.01

逢澤圭一郎と地域をよくする会

341-0018 三郷市早稲田2-10-7

Tel 957-8462 Fax 957-8465

会長 竹本裕司 副会長 稲垣 栄 谷古宇 勇

幹事長 濱口 稔 事務局長 宮田米穂

世話人 吉岡貞義(代表) 葉室和男 高濱國治

齋藤博之 杉橋重一 松川文雄



36歳 走り続ける情熱男!

新春のお慶びを申し上げます

●2012年の門出にあたり、市民皆様方にはご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。昨年は国難とも言える状況下におかれまして。被災者の皆様には改めて哀悼の意を表しますとともに、心よりお見舞い申し上げます。我々国民一人ひとりが、なにをしなければならないのか深く考えさせられたと共に、日本人の一人としてなにかしなければという温もりもまた感じられました。今年には辰年です。昇竜の如く勢いのある年になることを期待致します。

●去る10月23日～25日に三郷市議会21世紀クラブ有志は、被災地であり復興に向け努力をされている東北地方(宮城県南三陸町・石巻市・名取市・福島県広野町)に視察に行きました。三郷市医師会会長の森野一英先生(早稲田医院)のお声掛けにより、同会副会長の青木成夫先生(さつき内科)が赴任されている、公立南三陸診療所を訪問致しました。

森野先生・青木先生は震災直後、石巻市に行かれ何体もの検死をされたそうです。涙ながらにその時の状況を語ってくれました。青木先生は、その後6月から南三陸町に赴任されております。多い時は一日に200人もの患者さんを診察する時もあるそうです。



青木先生と共に(左から3人目が逢澤)

●宮城県南三陸町・石巻市・名取市・福島県広野町では、それぞれの自治体で復興の度合いも異なりますが、震災当初の地方自治体の在り方、復旧に向けての取り組み、そして非常時の職員・議員の在り方など体験をもとに貴重なお話を聞くことが出来ました。福島県広野町の黒田副町長は、「結果論だが、常に最悪を想定するべきだった、更に、こういう場合には現実的な避難、連絡先を家族等で確認しておくことが大事だ」と話されました。

●三郷市においては、本議会の議案にもありましたように、放射能対策に関する補正予算の専決処分(議会を bypass して予算執行をすること)が承認されました。専決処分という手法に関しては様々な意見もございしますが、更なる放射能除染作業や、市民皆様の安心・安全に寄与するべく、食品に対する測定器や貸出用測定器の購入などが求められております。また、現実的な施策はもとより、想定外の出来事に備える体制・仕組みづくりなど、課題は山積しております。

「市民目線」を忘れずに本年も邁進してまいります。

平成23年12月定例会の主な概要(抜粋)

●議案第58号 専決処分の承認を求めることについて

東日本大震災による放射性物質放出事故に伴い、緊急に除染作業等を実施するため、平成23年度三郷市一般会計補正予算第4号を専決処分した。補正額4,800万円

・実施場所 小学校8校(新和・高州東・立花・高州・鷹野・八木郷・前谷・前間)及び都市公園(カンガルー公園等)

原案承認(賛成全員)

●議案第60号 三郷市税条例の一部改正

地方税法の改正に伴い

・上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率[所得税7%・住民税3%(県民税1.2%・市民税1.8%)]について、景気回復に万全を期すため特例措置を2年間延長。

また、「日本版ISA」の導入時期が平成26年1月に延長。

・NPO法人(認定は除く)を支援するための寄付金で、市内に所在する認証NPO法人を市が条例において個別に指定することにより、寄付金税額控除の対象とすることが出来るようになる。

市県民税税額控除10%(市民税6%:県民税4%)

原案可決(賛成多数)

●議案第62号 三郷市立ピアラシティ交流センター設置及び管理条例

申請方法・使用料・利用者の遵守事項・指定管理者の指定等

原案可決(賛成多数)

●議案第72号 平成23年度三郷市一般会計補正予算第5号

・放射能対策事業[機械器具費(測定器10台)] 160万円

・民間保育所運営改善費等支援事業 13,500万円

栄1丁目に民設民営保育所(みさとひだまり保育園)の建設 (定員70名)

・地球温暖化対策推進事業 200万円

太陽光発電機等設置補助金申請の増加のため

・小学校放射能除染事業 2,050万円 (11校分)

・中学校放射能除染事業 1,600万円 (8校分)

原案可決(賛成多数)

※なお、12月23日～25日に除染作業が行われた小学校5校(戸ヶ崎・吹上・丹後・瑞木・後谷)、中学校3校(彦成・早稲田・瑞穂)は、補正予算第5号で予算計上されたものです。

一般質問

北郷小学校廃校後の跡地活用について

●平成22年の3月定例会において、跡地活用について、地域のコミュニティ施設や高齢者・障がい者・児童福祉施設などを考える場合、彦糸小の方が利用しやすいのではないか。一方で専門学校や大学の誘致を考えた場合、北郷小の方が誘致しやすいのではないか」と提言を致しました。

●結果として教育的見地から、当初の予定通り彦糸小存続という形で進み現在に至っている訳ですが、統合まで3ヶ月強を残すばかりとなりました。北郷小の跡地についてどのように活用していくのか、地域の皆様が非常に注目をしておられます。北郷小の跡地について本市の発展に繋げるべく、様々なところで打診したりされたりとあったとは思われますが、詳細をお聞かせください。

●跡地活用に対して地域の方々からは、災害時避難所として、校舎・屋内運動場などを残してほしいという意見が多数寄せられました。北郷小を災害時避難所としている対象地域の世帯数は約1,600世帯あり人口は3,000人に及びます。市民の防災意識の高まりと東日本大震災の状況を鑑みても当然のご意見だと思われます。更に現状では学校開放により、校庭や屋内運動場は地域のスポーツ団体や近隣住民の方々々に使用されており、校庭や屋内運動場を現状維持で使用させてほしいといった意見も数多く出ておられます。

●現時点で、未だ進捗していないということもあろうことですので、一つ提案をさせていただきます。福祉施設の併設的な使用を提案致します。老人福祉センター的なものと私立保育所を併設し、高齢者と子ども達が多世代交流出来るような事業を展開出来ないものかと考えておられます。

●市内には、戸ヶ崎・彦成・早稲田地域にそれぞれ老人福祉センターと、みさと団地4街区に老人憩いの家やすらぎ荘がございますが、高齢化が著しいみさと団地地区において、やすらぎ荘は手狭であり、他地域と同様の入浴施設を整える必要性を感じている次第です。地域介護・福祉空間整備等交付金といった補助制度を活用し、高齢者と子ども達との共生といった観点で事業を展開することが可能だと伺っております。

●一方、保育所に関してですが、本市の南部地域においては、公立保育所から公設民営化や完全民営化へと移行が促進されていますが、北部においては移行はなされておられません。幸いなおことに廃校後の跡地活用としての改修費に安心子ども基金を活用出来ることと伺っております。手始めとして公立のみ保育所からの移行を考えてみてはいかがでしょうか。幼児・児童・生徒・高齢者が交流できる拠点づくりに関してのご見解をお伺い致します。

市長答弁

北郷小学校跡地の活用については、新三郷駅周辺への大学等の教育機関の誘致を視野に検討を進めてきました。こうした中、市として放送大学と協議を進め、本年10月に放送大学三郷校の開設に結び付けたところ。また、総合大学、教育学部系大学、インターナショナルスクール、看護系の学校、医療系専門学校、美容保育専門学校等から、大学等設置の可能性について問い合わせ、打診があったところ。

このような経過の中で、大学等の進出、設置等にあたり、医療看護系の教育機関から設置についての強い関心が寄せられておられます。今後協議を通じてお示しをまいります。多世代交流施設につきましては、今後の検討課題とさせていただきますと考えておられます。

再質問(要望)

看護系の学校との協議が進んでいるとのこと、是非、契約締結に向けてご努力していただきたいと思っております。看護学校であるなら、災害時の救護に力を貸していただくか、市民参加型の講座を開いていただくか、また、可能であるなら休日の際、校庭を使用させていただくか交渉の余地はあると思っております。地域との係わりを深く持っていただくことを視野に入れて進めていただければと思います。

また、福祉施設の併設的な使用についてですが、当地では無理なようですが、今後、小学校の統合も検討していかねばならない時もあるかと思われれます。市内北部で跡地に関して有効活用を考えるとした場合、福祉施設の併設的な使用も含めご検討いただきたいと思います。

三郷市あき地の環境保全に関する条例について

●先日、あき地の隣接地にお住まいの方から相談をされました。雑草が生茂り、火事が起きないか心配をされています。以前には、あき地から害虫が大量発生し、住居の壁にゴキブリ張り付き大変な思いをされたそうです。市に相談し、2・3回は所有者が除草したこともあったそうですが、雑草は植物ですので、毎年夏が過ぎると成長し結局同じ状況になり困惑されています。

担当課の話によると、このような苦情があった場合、市が立ち入る訳にはいかず、電話もしくは郵便にて除草をするよう通知をしているとのことでした。

●本条例は、あき地に繁茂した雑草等が放置されているため、火災又は犯罪の発生の原因となっているので、これを除去し、かつ、清潔な生活環境を保持し、もって市民の生活安定と公共の福祉に寄与することとなっています。所有者の責務としてはあき地が不良状態にならないよう維持管理しなければならない。あき地が不良状態になるおそれがある時等は、整備の措置について必要な指導又は助言・勧告することが出来ることとされています。しかし、指導・助言・勧告は法的効果を伴わない事実行為であるとされています。

●苦情がでる場所は同じ状況になればまた苦情がでることは必然なことであり、毎年通知だけで問題解決に繋がるとは到底思えません。根本解決に向け行政代執行できるよう条例改正すべきと考えますがご所見をお伺いいたします。

環境経済部長答弁

あき地に雑草が繁茂したり、ごみが散乱したりしますと、景観上の問題や害虫の発生、ごみの不法投棄を誘発することとなり市民の生活環境に多大な影響を与えるおそれがありますので、今後も、あき地の適正な管理がなされるよう、現行制度の運用上の再検討や、また、新たな手法となる行政代執行の方法につきましても再度十分に調査をし、条例改正等も踏まえて検討してまいります。

高次脳機能障がい者支援について

●先日30代の女性芸能人の方が、くも膜下出血で入院されたという報道がありました。30代でも脳卒中で倒られる方が多くなってきており、高次脳機能障がいには私自身においても他人事ではないと受け止めているところで。

●高次脳機能障がいの診断基準では、主たる原因が記憶障害等の認知障がいである場合で、かつ、進行性疾患を原因とする者は除外した人とされています。つまり、認知障害が進行する場合は認知症で、進行しない場合が高次脳機能障がいと診断されることになっています。

●若年性認知症や高次脳機能障がいの方は徘徊してしまう可能性があります。本市には、徘徊高齢者等位置探索システムというものがありますが、要綱には高次脳機能障がいの方に対して明確には定められておられません。認知症の方や若年性認知症の方にとどまらず、高次脳機能障がい等で徘徊の恐れのある方の支援策として対象を拡大してみてはいかがでしょうか。

●また、徘徊高齢者・SOS見守りネットワークという事業を行う準備をされておりますが、高齢者だけでなく、若年性認知症や高次脳機能障がいなどで、徘徊の恐れのある方を対象とするよう考えてみてはいかがでしょうか。

福祉部長答弁

●徘徊高齢者等位置探索システムについては、40歳以上65歳未満の第2号被保険者で若年性認知症の方や高次脳機能障がいの方の利用につきましては、初老期における認知症を有する者としての利用が可能です。

●徘徊高齢者・SOS見守りネットワークは、現在枠組みを検討している段階で、制度運用上の詳細は決まっておませんが、先ほどの徘徊高齢者等位置探索システムの対象者や、障がい起因して徘徊癖のある方などを対象に検討を進めてまいります。